

修正の背景

○近年では気候変動の影響等に伴い、全国的に今までに経験したことのない豪雨に見舞われ、本市においても土砂災害、風水害に起因する被害が発生している。

○令和元年には新型コロナウイルス感染（COVID-19）が世界的に流行しており、現行の「堺市国土強靱化地域計画」では想定されていないことが起きている。

○また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）（令和3年6月）」で国土強靱化地域計画の再検討・見直しが行われている。

○令和3年3月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画2025」の重点戦略5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画」のゴール11「住み続けられるまちづくりを」にかかるKPI達成の推進に資する計画とする。

○上記を踏まえ、堺市国土強靱化地域計画の一部修正を行い、災害に強い安全・安心なまち堺をめざし、全庁的な総合的計画的施策を推進する。

堺市国土強靱化地域計画（現行）

堺市国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法（以降、基本法）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画。

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- ※本計画で改定を行います
- 災害に強い堺市をつくる
 - (1) 被害の発生を抑制する
 - (2) 被害の拡大を抑制する
 - (3) 迅速に判断・行動する
 - 災害から素早く立ち直る堺市をつくる
 - (4) 安心・安全な避難生活を確保する
 - (5) 早期の復旧・復興と生活再建

修正の趣旨

平成29年に国土強靱化基本法の趣旨を踏まえて作成した「堺市国土強靱化地域計画」を近年の洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクなどを踏まえて修正を行うものである。

主な修正内容

1. 計画策定及び改定の趣旨の修正

近年の洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクなどが高まっていることを踏まえて、本計画の策定理由や改定理由などを追記。

2. 計画の位置付けと計画期間との見直し

本計画は「堺市基本計画2025」（旧計画「堺21世紀・未来デザイン」）及び「堺市SDGs未来都市計画」と基本的な考え方の整合を図るための改定でもあり、他計画と本計画との位置づけを修正し、計画期間を令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までに修正（前計画では平成28年（2016）から令和7年（2025））

3. 対象とする災害の見直し

上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震及びこれらに準じる大規模地震・津波災害に加え、豪雨や大和川、西除川、東除川、石津川の河川氾濫および土砂災害・高潮被害などの風水害災害も対象とした内容に修正。風水害被害想定として大和川・西除川・東除川・石津川の洪水氾濫（外水氾濫）、土砂災害、高潮被害の被害想定規模と被害想定図を追記。

4. 「事前に備えるべき目標」と「起こしてはならない最悪の事態」の見直し

- 事前に備えるべき目標の見直し
「災害に強い堺市をつくる」と「災害から素早く立ち直る堺市をつくる」に分けていた大項目を「災害に強い堺市をつくる」に統一。また、国土強靱化地域計画策定ガイドラインと大阪府での国土強靱化地域計画との整合性を図るため、事前に備えるべき目標を4つの体系と8つの目標に修正。
- 起こしてはならない最悪の事態の修正
8つの事前に備えるべき目標に合わせて、新たに対象とした災害含めた34の起こしてはならない最悪の事態を修正・追記。

5. 「脆弱性の評価」と「具体的な取組」の見直し

- 脆弱性の評価の修正
本計画で設定された34の「起こしてはならない最悪の事態」に対する脆弱性の分析・評価、課題の検討を行い、59の脆弱性の評価結果を修正・追記。
- 具体的な取組の変更
脆弱性評価を踏まえ、関係部局に対して対応方策（施策）の追加・見直し、重要業績指標（KPI）の照会を行った。すでに完了した施策については新たな重要業績指標（KPI）の設定、もしくは新たな施策の検討を行い追記。推進していく具体的な取組の217施策を記載。また、本計画で設定した施策に対して進捗管理を管理する上で目標値の設定を検討。

6. 「重点プログラムの検討」の設定

堺市基本計画2025で進められている施策は堺市国土強靱化地域計画では重要施策とする。

7. 「計画の推進と見直し」の検討・修正

統合進捗指数を用いた進捗管理方法を見直し、施策ごとに、進捗状況を5段階で評価する方式に変更する。数値化することが難しい施策については、進捗状況を評価する際に、その評価に至った経緯や理由を文章化し、評価の整合性を図る。毎年度の進捗評価時に、完了した施策については、新たな指標設定や施策内容を変更する等、計画期間中に空白の期間ができることが無いよう見直しを行う。

事前に備えるべき目標		起こしてはならない最悪の事態	
I 被害の発生を抑制する	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
	2 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	豪雨や台風、高潮などを対象となどで市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
II 被害の拡大を抑制する	3 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		2-1	交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全
	4 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	2-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		2-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		3-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		3-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		3-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		3-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-5	被災地における疫病・感染症等大規模発生
		3-6	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
III 迅速に判断・行動する	5 必要不可欠な行政機能を確保する	3-7	市民の防災意識の欠如による被害拡大
		4-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大
	6 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	海上・臨海部の広域複合災害の発生
IV 早期の復旧・復興と生活再建	7 経済活動を機能不全に陥らせない	4-4	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		5-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		5-2	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-3	被災による警察機能等の大幅な低下
		6-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		7-1	7-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		7-2	7-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		7-3	7-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
8	8-1	8-1	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延
		8-3	長期間にわたり学校等が再開されない事態
		8-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害
8-6	8-6	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
	8-7	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-8	「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」	

具体的な取組（抜粋）

赤字は重要施策

b>

事前に備えるべき目標	具体的な取組（抜粋）
I 被害の発生を抑止する	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 住宅の耐震・防火の促進【建築都市局】 宅地耐震化推進事業の実施【建築都市局】 耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施【建築都市局】
	1-2密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 広域避難地及び一次避難地としての機能を有する都市公園の防災機能強化【建設局】 市街地開発事業等の推進【建築都市局】 連続立体交差事業の推進【建設局】
	1-3大規模津波等による多数の死傷者の発生 津波ハザードマップによる周知【危機管理室・区役所】 津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】 津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】
	1-4豪雨や台風、高潮などを対象となどで市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 区別防災マップの作成及び周知啓発【危機管理室・区役所】 避難確保計画の策定推進及び個別避難計画の作成支援【危機管理室・健康福祉局】 雨水整備事業の推進【上下水道局】
	1-5大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握・安全対策【建設局】 特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】
2 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる	2-1交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全 都市計画道路の整備【建設局・建築都市局】 道路の新設、改良、拡幅【建設局】 管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】
	2-2上水道等の長期間にわたる供給停止 配水池の耐震補強の推進【上下水道局】 上水道の耐震管路網の整備【上下水道局】 食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報
	2-3汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 重要な下水道管きよの耐震化【上下水道局】 下水道施設の最適化【上下水道局】 ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】
II 被害の拡大を抑止する	
3 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	3-1警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 堺市総合防災センターの活用【消防局・危機管理室】 自主防災組織の活動促進・支援【区役所・危機管理室】 消防車両等の充実【消防局】
	3-2医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 災害時医療体制の整備【健康福祉局】 多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】 避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】
	3-3想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 帰宅支援体制の構築【危機管理室】 一時収容場所の確保【危機管理室】 授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保【子ども青少年局・教育委員会】
	3-4劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室・区役所・健康福祉局】 防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】 災害用トイレの整備【上下水道局・危機管理室・教育委員会・建設局】
	3-5被災地における疫病・感染症等大規模発生 重要な下水道管きよの耐震化【上下水道局】 下水道施設の最適化【上下水道局】 災害用トイレの整備【上下水道局・危機管理室・教育委員会・建設局】
	3-6被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 食糧・飲料水・生活必需品の備蓄【危機管理室・区役所・上下水道局】 避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】 緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】
	3-7市民の防災意識の欠如による被害拡大 防災知識の普及啓発【危機管理室・区役所・健康福祉局】 津波ハザードマップによる周知【危機管理室・区役所】 学校における防災教育の実施【教育委員会】
4 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	4-1ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大 地震防災上必要なため池の計画的整備【産業振興局】 市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用【産業振興局】
	4-2有害物質の大規模拡散・流出 事業所からの管理化学物質の流出防止に対する推進【環境局】 危険物災害予防対策の推進【消防局】 工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局・消防局】
	4-3海上・臨海部の広域複合災害の発生 一定規模以上の危険物を取り扱う建築物の耐震化の促進【建築都市局】 石油コンビナート防災対策【消防局】 海岸保全施設（堅川・古川水門）【建設局】
	4-4沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】 道路の新設、改良、拡幅【建設局】 下水道施設の改築更新・修繕、及び耐震化の実施【上下水道局】

事前に備えるべき目標	具体的な取組（抜粋）
III 迅速に判断・行動する	
5 必要不可欠な行政機能を確保する	5-1職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 市役所本庁舎、区役所、学校等の機能、設備の充実【総務局・危機管理室・区役所・消防局・教育委員会】 非常用電源設備の機能強化【総務局・区役所・上下水道局・サービス推進部・消防局】 総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
	5-2防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺 他政令市、関西広域連合における支援関係の構築【危機管理室】 自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】 堺市総合防災センターの活用【消防局・危機管理室】
	5-3被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化 住民による自主的な防犯活動を支援【市民人権局】
6 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	6-1防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用【危機管理室】 多様な情報伝達手段の充実【危機管理室・健康福祉局】 外国人への支援体制等の整備【文化観光局・危機管理室】
IV 早期の復旧・復興と生活再建	
7 経済活動を機能不全に陥らせない	7-1コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 危険物災害予防対策の推進【消防局】 工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局・消防局】 事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局・消防局】
	7-2サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局・消防局】 事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局・消防局】 福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局・危機管理室】
	7-3エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 食料・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室・財政局・区役所】
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】 り災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】 応急仮設住宅の建設候補地の選定【建築都市局】
	8-2生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延 復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】 迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）【建築都市局】 相談窓口等の体制整備【危機管理室・市長公室・区役所・市民人権局】
	8-3長期間にわたり学校等が再開されない事態 多くの人が利用する建築物の耐震化の促進【建築都市局】 良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室・区役所・健康福祉局】 学校園施設の老朽化対策の推進【教育委員会】
	8-4大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 災害廃棄物処理体制の構築【環境局】 災害廃棄物の仮置場の確保【環境局・危機管理室】 ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】
	8-5風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害 ホームページ等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】 多様な情報伝達手段の充実【危機管理室・健康福祉局】
	8-6復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室・各局】 災害ボランティアとの連携【健康福祉局】 被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】
8-7広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 下水道施設の改築更新・修繕、及び耐震化の実施【上下水道局】 雨水整備事業の推進【上下水道局】	
8-8「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進【文化観光局】 防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室・各局】 自主防災組織の活動促進・支援【区役所・危機管理室】	